

令和 6 年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和 6 年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和 6 年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌駅交流拠点とは、平成 28 年 5 月に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」において、まちづくりの骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また道内最大の交通結節点であることから、北海道札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

令和元年 10 月には、北 5 西 1・西 2 街区の再開発を推進するため「札幌駅交流拠点北西 1・西 2 地区再開発基本構想」が策定され、開発コンセプトの視点のひとつである基盤整備において「多様な交流を支えにぎわいを形成する交通結節機能の充実とバリアフリー化の推進」を掲げている。また、令和 5 年 3 月には、札幌市を含む地権者 5 者で構成される「札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区市街地再開発組合」が設立され、官民協働で再開発の具体化に向けた検討が進められている。

今後は、札幌駅周辺の再開発や北海道新幹線札幌開業等に伴う将来の交通流動変化を踏まえ、札幌駅周辺の交通の円滑化に向けた検討が必要となる。

本業務では、これまでの検討成果や周辺街区の再開発等の状況を踏まえ、将来の札幌駅周辺の交通の円滑化に向けた検討を行う。

4 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

(2) 仮設バス乗降場の運用による影響評価

ア 交差点交通量調査、信号現示調査及び調査結果の整理

令和 5 年 10 月より運用を開始した、仮設バス乗降場の運用による都心の交通への影響を把握するために、仮設バス乗降場を利用するバスの便数や運行経路等を分析し、以下の調査の調査箇所（交差点）を検討する。その上で、当該調査箇所において以下の調査を行い、過年度交通量調査結果と本業務の調査結果を比較し、交通量の変化を整理する（別紙「位置図」参照）。

①交差点交通量調査（9 月～10 月頃、平日・休日各 1 日、7～19 時、自動車 4 車種、1 時間毎の方向別交通量の計測）

②信号現示調査（①の調査日、調査箇所において、概ね毎正時、3 サイクル連続の信号現示の計測）

なお、上述の調査箇所は 12 箇所程度を想定している。

イ 仮設バス乗降場の運用開始前後の交通状況の分析

ETC2.0 プローブデータより、仮設バス乗降場の運用開始前後（運用開始前1ヶ月程度、運用開始後1ヶ月程度、平日・休日）の経路や速度を比較し、交通流動の変化や速度低下区間を分析し、仮設バス乗降場の運用による影響を評価する。

なお、ETC2.0 プローブデータは、北海道開発局からの貸与を予定している。

(3) 将来の札幌駅周辺の交通円滑化の検討

ア 将来交通量の推計

「令和3年度札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務」（以下「令和3年度業務」という。）及び「令和5年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務」（以下「令和5年度業務」という。）の成果や札幌駅交流拠点北5西1・西2地区企画提案書（以下「企画提案書」という。）の内容等を踏まえ、西2丁目線対面通行運用時の札幌駅周辺の将来交通量（平日・休日）を見直す。また、ETC2.0 プローブデータより札幌駅周辺の経路を分析し、仮に西2丁目線（北5条・手稲通～北7条線間）を南進一方通行運用した場合の将来交通量（平日・休日）を推計する。

イ 交通容量の検討

(2)イの速度分析結果より、渋滞の可能性がある速度低下区間を4区間程度抽出し、令和5年度業務を参考に、交通量と速度の関係から当該速度低下区間における交通容量を算出する。

ウ 交通処理方策の検討

(3)イの検討を踏まえ、西2丁目線の対面通行運用、南進一方通行運用のそれぞれの場合における交通容量を設定する。対面通行運用においては、上述の見直し後の将来交通量を用いて、34交差点の交差点解析を実施する。南進一方通行運用においては、平日・休日ピーク時間帯の設計時間交通量を新たに設定し、西2丁目線、西5丁目・樽川通、創成川通の8交差点の交差点解析を実施し、交通処理方策を検討する（別紙「位置図」参照）。

その他検討に用いる各種データについては、発注者との協議により決定し、着手後に資料提供を受ける。

(4) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う（履行期間内に3回程度を想定）。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

(5) 説明資料の作成

上記(2)～(3)の内容をとりまとめ、説明資料（概要版（A3版4枚程度）及びパワーポイント資料）を作成する。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(8) 資料提供

札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月25日（火）までとする。

6 業務提案の上限額

金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 版 1 ページまで
(2) 仮設バス乗降場の運用による影響評価	仮設バス乗降場の運用前と運用後における都心の交通の変化など、仮設バス乗降場の運用による影響を評価する上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(3) 将来の札幌駅周辺の交通円滑化の検討	札幌駅周辺の再開発等に伴う交通の変化を踏まえた将来交通量の推計や交差点解析など、交通処理方策の検討を行う上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、業務の目的に資する取り組みについての提案事項（タクシー、荷捌き車両に関する事項等）があれば追加	A4 版 1 ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	(1)～(5)の企画提案について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）

において、業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

(7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版の両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 9 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 23 日(火)15 時 00 分必着とする。なお、送付の場合は特定記録により、前日必着とすること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和6年7月22日(月) 15時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先までメールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和6年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは30分(説明20分・質疑10分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

- (e) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (f) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和6年7月29日（月）

二次審査 令和6年8月2日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)・(3)・(4)の合計点が高い順に審査通過者又は審査候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 仮設バス乗降場の運用による影響評価	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	30
(3) 将来の札幌駅周辺の交通円滑化の検討	提案内容は業務の目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	30
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(5) 業務工程表及び業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合に

は、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考資料

- (1) 札幌市「第 2 次都心まちづくり計画」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

- (2) 札幌市「札幌駅交流拠点のまちづくり」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html>

- (3) 札幌市「札幌駅周辺の交通基盤整備」

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/kotsukiban.html>

- (4) 過年度業務報告書

以下のア、イの業務報告書を下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和 6 年 7 月 22 日（月）15 時 00 分までとする。

ア. 令和 3 年度札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務

イ. 令和 5 年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側）

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

